



全員 異議なしを唱ふ

議長 全員異議なしにつき議案十五号は原案通り議決する旨を宣す

議長 議案十五号の議決に伴い委員会の選任を以てと思考されらうが、  
暫く休会し研究しては如何と諮る

全員 異議なし

議長 全員異議なしにつき休会する旨を宣す 三時五分

議長 三時五分再開する旨を宣す

議長 議案十六号を附議する旨を宣し其の記を以て同案を附議  
せしめらる

議長 議案十六号を原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なし

議長 議案十六号につき議案十六号は原案通り議決する旨  
を宣す

議長 議案十七号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ原案  
通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案十七号につき議案十七号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案十八号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案十八号につき議案十八号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案十九号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案十九号につき議案十九号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案二十号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案二十号につき議案二十号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案二十一号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案二十一号につき議案二十一号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案二十二号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案二十二号につき議案二十二号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案二十三号を附議する旨を宣し其の記を附議せしめ  
原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 議案二十三号につき議案二十三号は原案通り議決す  
る旨を宣す

議長 議案第一号を附議する旨を宣し其記を附録せしむ

参事 第一号は表紙費は今迄は群島内のみであったが此れより

は群島外も設けなければならぬ事になったので群島

内の部は従来通りとして群島外は新に設定したる

あり事を述べ

議長 議案第二号は原案通り議決しては如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 全員が同意を得たので議案第二号は原案通り

議決する旨を宣す

セシ

参事 此の条例は八八年に設置されたものと何も異なるところはない

と思はれるが故であるかと問ふ

参事 市町村自治法の上流化されたからと飽くまでも従来通り

を刑式化したに過ぎないからお合符願ひなく答へる

参事 尚市町村制によって作成された従来条例と自治法の流

が大きく異なる各項はあつたが已直は従来通りである

旨を述べ

議長 議案第二号は原案通り議決しても支障なきと

と思考されるが如何と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 全員異議なしにつき議案第二号は原案通り議決

する旨を宣す

参事 市町村自治法を附会する旨を宣す

右會議の顛末を記し其実の相違なき事を記する為

茲に署名する

議長 知念俊吉

署名人 比嘉長康

前副朝保